

令和 8 年度築上町民文化祭実施要綱

1 総 則

築上町民文化祭（以下「文化祭」という）を開催、運営するため、この実施要綱を定める。

2 趣 旨

文化祭は、町民の様々な文化活動の成果を発表する場を提供することにより、町民の文化活動への参加意欲を喚起し、新しい芸能・文化の創造を促し併せて町民文化活動の発展に寄与するとともに、町民生活のより一層の充実に資することを目的とする。

3 開催期間

文化祭は、令和 8 年 1 0 月 3 1 日（土）から 1 1 月 1 日（日）までの 2 日間とする。

4 令和 8 年度 文化祭 テーマ

「築(きず)こう、次の 2 0 年 つなごう、私たちの文化」
・狙い 2 0 周年という区切りを終え、ここからが新しい歴史の始まりであることを宣言します。「築く」という言葉に町名を重ねています。

5 役員及び運営

文化祭に、会長(築上町長)、副会長 2 名(副町長、教育長)を置き、築上町民文化祭実行委員会（以下「実行委員会」という）を組織する。

- (1) 会長は文化祭を代表し、総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはあらかじめ、会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

6 実行委員会

- (1) 実行委員会は文化祭開催に関する必要事項を協議し、決定する。

- ①文化祭開催に関する要項
- ②事業計画
- ③予算
- ④その他、文化祭の実施に必要な事項

- (2) 実行委員会に、次の役員を置く

委員長(築上町文化協会会長)、副委員長 2 名(自治会長会々長、文化協会副会長) 監事 2 名(自治会長会・文化協会) を置き、別表 1 の実行委員名簿のとおり組織し、その下に文化祭の円滑な実施のため、別表 2 の推進委員名簿のとおり展示部門推進部会、ステージ・催し部門推進部会を設ける。

- ①委員長は実行委員会を代表し、会務を総理する。
- ②副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

③監事は町民文化祭実行委員会の会計を監査する。

- (3) 実行委員及び推進委員は関係団体から推薦された者及び会長（築上町長）より依頼した者を充てる。
- (4) 各推進部会は実行委員長のと請により、文化祭における、詳細な企画、立案、実施を行う。

7 実施方法

- (1) 文化祭は、文化関係団体、地域文化活動等を含めた全町民的な事業とする。
参加者一人一人が、準備から、実施、片付けまで、自主、自立、協力の精神で率先して行う。
- (2) 文化祭は分野ごとに、町内文化関係団体、個人等による発表会及び分野別の展示・展覧会を行なう。
主催事業については、町はその経費の一部を予算の範囲内で負担することができる。
- (3) 文化祭事業に賛同し、その目的に沿った事業を文化祭協賛事業として承認する。
- (4) 事業分野は、町内の文芸・美術工芸・生活教養・芸能及び文化一般などの生活文化等とする。

8 補 則

- (1) この実施要綱に定めるもののほか、文化祭を開催し運営するために必要な事項が生じた場合は役員と協議し実行委員長が定める。
- (2) 文化祭実施にあたり、事務局を築上町コミュニティセンター・築上町中央公民館に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月29日から適用する。